



2015年5月12日

各 位

会 社 名 あすか製薬株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 山口 隆
(コード番号 4514 東証第一部)
問い合わせ先 経営企画部長 小林 秀樹
(TEL. 03-5484-8366)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2015年5月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2015年6月26日開催予定の第95回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨、また、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号以下「改正会社法」)において業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することが可能になったことを踏まえ、現行定款第28条(社外取締役との責任限定契約)について所要の変更を実施するものであります。

なお、現行定款第28条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

- (2) 監査役についてもその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨、また、改正会社法において社外監査役でない監査役との間で責任限定契約を締結することが可能になったことを踏まえ、現行定款第35条(社外監査役との責任限定契約)について所要の変更を実施するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次頁のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>) 第28条</p> <p>(<u>新設</u>)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>社外取締役との間で同法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(<u>取締役の責任免除</u>) 第28条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役(取締役であった者を含む)の同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で同法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></u></p>
<p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>) 第35条</p> <p>(<u>新設</u>)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>社外監査役との間で同法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(<u>監査役</u>の責任免除) 第35条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、監査役(監査役であった者を含む)の同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>監査役との間で同法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会 2015年6月26日(予定)
定款変更の効力発生日 2015年6月26日(予定)

以 上